



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市ふれあい交通広場条例の一部を改正する条例……………(生活安全課) …… 3
- 大和高田市商工業振興促進条例……………(産業振興課) …… 4
- 大和高田市立図書館設置条例の一部を改正する条例……………(生涯学習課) …… 7

規則

- 大和高田市立病院資格等手当支給規則……………(市立病院総務課) …… 8
- 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第36条の18の規定に基づき市立病院及び天満診療所に勤務する医師に支給する特殊勤務手当を定める規則の一部を改正する規則……………() …… 8
- 大和高田市税徴収嘱託員に関する規則……………(収納対策室) ……9
- 大和高田市商工業振興促進条例施行規則……………(産業振興課) ……12

訓令

- 大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令……………(企画法制課) ……21

告示

- 大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示(児童福祉課) ……22
- 大和高田市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部を改正する告示…() ……22
- 公示送達……………(収納対策室) ……24
- 6月市議会定例会の招集……………(財政課) ……25
- 公示送達……………(税務課) ……25
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……25
- 公示送達……………(収納対策室) ……26
- 平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)の要領の公表…(財政課) ……26
- 公示送達……………(収納対策室) ……27
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防地域密着型サービス事業の指定……………(介護保険課) ……28
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……28

公告

- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課) ……29
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……29
- 大和高田市立浮孔幼稚園園舎改築工事に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(契約監理室) ……29
- 配水管布設替工事及び給配水管移設工事(根成柿)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……31

教育委員会

- 大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則……………(教育総務課) ……34
- 教育委員会6月定例委員会の招集……………() ……36
- 教育委員会6月臨時委員会の招集……………() ……36
- 教育委員会7月定例委員会の招集……………() ……36

選挙管理委員会

○選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……36

○農業委員会委員の一般選挙における指定投票区及び指定関係投票区の指
定……………(//) ……37

○農業委員会委員の任期満了による一般選挙の告示……………(//) ……37

○農業委員会委員の一般選挙における選挙長等の選任……………(//) ……37

○農業委員会委員の一般選挙における各投票区の投票管理者等の選任……………(//) ……37

○農業委員会委員の一般選挙に用いる投票用紙の様式……………(//) ……37

○農業委員会委員の一般選挙における不在者投票用の投票用紙等の交付
所等……………(//) ……38

○農業委員会委員の一般選挙における選挙会の日時及び場所……………(//) ……38

○農業委員会委員の一般選挙における期日前投票所投票管理者等の選任……………(//) ……39

○農業委員会委員の一般選挙における各投票区の投票場所……………(//) ……39

○農業委員会委員の一般選挙における期日前投票場所……………(//) ……39

○農業委員会委員の一般選挙における開票事務等……………(//) ……39

○農業委員会委員の一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任……………(//) ……40

○農業委員会委員の一般選挙における各投票区の投票立会人の選任……………(//) ……40

○選挙管理委員会の招集……………(//) ……40

○農業委員会委員の一般選挙における当選人の決定……………(//) ……40

○農業委員会委員の一般選挙における選挙長の使用する公印……………(//) ……40

○農業委員会委員の一般選挙における選挙長の事務取扱場所……………(//) ……41

○農業委員会委員の一般選挙におけるくじを行う日時及び場所……………(//) ……41

○農業委員会委員の一般選挙の候補者……………(//) ……41

○農業委員会委員の一般選挙の候補者の辞退……………(//) ……41

農業委員会

○7月定例委員会の招集……………(農業委員会) ……42

公布された条例のあらまし**◇大和高田市ふれあい交通広場条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

ふれあい交通広場で行う事業について、広く設置目的に沿った事業が実施できるよう所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) ふれあい交通広場では、次に掲げる事業を行うことができることとします。(第3条関係)

- ① 高齢者、子供その他市民の交流に関する事業
- ② 市民の交通安全に関する研修、指導等交通安全の推進に関する事業
- ③ その他市長が必要と認める事業

(2) 広場の使用制限に暴力団排除に関する規定を追加します。(第7条関係)

3 施行期日 公布の日

◇大和高田市商工業振興促進条例

1 理由

市内に商工業施設等を設置する事業者に対して奨励金を交付することにより、産業の振興と雇用の拡大を図り、本市経済の活性化及び市民の生活基盤の向上に資するため、必要な事項を定めるものです。

2 内容

市内に商工業等施設(投下固定資産額が、3000万円以上)を設置する事業者に、商業施設設置奨励金又は工業等施設設置奨励金として当該商工業等施設に係る固定資産税の5割相当額を5年間、雇用促進奨励金として、対象事業者が、市内に住所を有する新規雇用従業員を雇用した場合に当該従業員1人につき20万円を乗じた得た金額を1,000万円を限度として交付するものです。

3 施行期日 公布の日

◇大和高田市立図書館設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、教育委員会が指定する者に当該施設の管理を行わせるに当たり、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 図書館で行う業務の内容については、規則で定める方法から条例で定める方法に改めます。(第3条関係)

(2) 図書館の管理を指定管理者に行わせることができるよう規定します。(第4条関係)

(3) 指定管理者が行う業務の範囲を規定します。(第5条関係)

(4) 指定管理者が行う管理の基準について規定します。(第6条関係)

3 施行期日 公布の日

条 例**条例第11号**

大和高田市ふれあい交通広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市ふれあい交通広場条例の一部を改正する条例

大和高田市ふれあい交通広場条例(平成12年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条中「広場設置の目的に沿った大和高田市民の交通安全に関する研修、指導等交通安全の推進に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 高齢者、子供その他市民の交流に関する事業
- (2) 市民の交通安全に関する研修、指導等交通安全の推進に関する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

第7条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第12号

大和高田市商工業振興促進条例をここに公布する。

平成26年6月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市商工業振興促進条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に商業施設又は工業等施設(以下「商工業等施設」という。)を設置する事業者に対して奨励金を交付することにより、産業の振興及び雇用の拡大を図り、本市経済の活性化及び市民の生活基盤の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業施設 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類I卸売・小売業に属する事業の用に供する施設又は大分類M宿泊業、飲食サービス業に属する事業(中分類75宿泊業にあつては、小分類751旅館、ホテルに属する事業に限る。)の用に供する施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するものを除く。
- (2) 工業等施設 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類E製造業に属する事業の用に供する施設又は大分類H運輸業、郵便業に属する事業(中分類49郵便業に属する事業を除く。)の用に供する施設をいう。
- (3) 工業等施設設置指定地域 市に属する区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び工業地域並びに同法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。
- (4) 商工業等施設の設置 商工業等施設を新設、増設又は移転することをいい、それぞれの定義は次の表のとおりとする。

区分	設置する商工業等施設の種類	定義
新設	商業施設	市内に商業施設を有しない者が、自ら営業する目的で市内に新たに商業施設を設置することをいう。
	工業等施設	市内に工業等施設を有しない者が、自ら操業する目的で工業等施設設置指定地域内に新たに工業等施設を設

		置することをいう。
増設	商業施設	市内に商業施設を有し、継続して営業する者が、当該商業施設を拡張し、別棟の商業施設を設置し、又は既存の商業施設とは別に市内に新たに商業施設を設置することをいう。
	工業等施設	市内に工業等施設を有し、継続して操業する者が、当該工業等施設を拡張し、別棟の工業等施設を設置し、又は既存の工業等施設とは別に工業等施設設置指定地域内に新たに工業等施設を設置することをいう。
移転	商業施設	市内に商業施設を有する者が、当該商業施設を廃止して、市内の他の場所に商業施設を設置することをいう。
	工業等施設	市内に工業等施設を有する者が、当該工業等施設を廃止して、工業等施設設置指定地域内に工業等施設を設置することをいう。

(5) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人で、市内に商工業等施設の設置をするものをいう。

(6) 開業日 商工業等施設の設置に伴い、商工業等施設の営業又は操業を開始する日をいう。

(7) 投下固定資産額 商工業等施設の設置をするために要した費用のうち、建物(当該建物に事業の用に供する施設以外の施設が含まれる場合にあっては、当該建物のうち当該部分を除いた部分。以下この条において同じ。)の建築及び償却資産の取得に要した費用の総額をいう。ただし、土地の取得等に要した費用又は建物の建築を伴わず償却資産のみを取得した場合に要した費用を除く。

(8) 投下固定資産 商工業等施設の設置をするために取得した建物及び償却資産であって、土地を除くものをいう。

(9) 常時雇用従業員 事業者が雇用期間を定めずに雇用する従業員のうち、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者となる者をいう。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。

(10) 新規雇用従業員 開業日前90日から開業日以後90日までの間に新たに常時雇用従業員として雇用され、以後継続して1年以上雇用されている者のうち、当該雇用の期間中において、継続して市内に住所を有しているものをいう。

(奨励金の種類等)

第3条 この条例により交付する奨励金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 商業施設設置奨励金
- (2) 工業等施設設置奨励金
- (3) 雇用促進奨励金

2 前項の奨励金の交付を受けることができる事業者(以下「対象事業者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 投下固定資産額が、開業日において3,000万円以上であること。

(2) 商工業等施設の設置に当たり、当該商工業等施設が奈良県生活環境保全条例(平成8年奈良県条例第8号)その他の法令の規定を遵守し、公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮されたものであること。

(3) 事業者が市に対して納付すべき市税の滞納がないこと。

(4) 事業者又は役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下この項において同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。)が次のいずれにも該当しないものであること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 商工業等施設の開業日までに規則に定める届出書を市長に提出していること。

3 会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社と同条第3号に規定する子会社が共同で、奨励金の交付の対象となる商工業等施設を設置する場合は、当該親会社と子会社とを併せて一つの事業者とみなすものとする。

(商業施設設置奨励金)

第4条 商業施設設置奨励金は、市内における商業施設の開業日以後、初めて投下固定資産に対して固定資産税が賦課された年度の翌年度から5年間交付する。

2 商業施設設置奨励金の額は、投下固定資産に対して、奨励金交付の申請の前年度に賦課された固定資産税の5割相当額とする。

3 前項の規定により算出して得た額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(工業等施設設置奨励金)

第5条 工業等施設設置奨励金は、市内における工業等施設の開業日以後、初めて投下固定資産に対して固定資産税が賦課された年度の翌年度から5年間交付する。

2 工業等施設設置奨励金の額は、投下固定資産に対して、奨励金交付の申請の前年度に賦課された固定資産税の5割相当額とする。

3 前項の規定により算出して得た額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(雇用促進奨励金)

第6条 雇用促進奨励金は、対象事業者が新規雇用従業員を雇用した場合に交付し、その額は、当該従業員1人につき20万円を乗じて得た額を1,000万円を限度として1回限り交付するものとする。

2 雇用促進奨励金は、商工業等施設の開業日以後、初めて投下固定資産に対して固定資産税が賦課された年度の翌年度の交付とする。

(各種奨励金の交付申請)

第7条 第3条第1項各号に定める奨励金の交付を受けようとする対象事業者は、規則で定めるところにより市長に奨励金の交付を申請し、交付決定を受けなければならない。

(営業又は操業の休止等の届出)

第8条 対象事業者は、第3条第2項第5号の規定による届出以後に、商工業等施設の営業又は操業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(奨励措置の承継)

第9条 合併、分割、相続、譲渡その他の理由により、対象事業者又は交付決定を受けた対象事業者(以下「交付決定事業者」という。)の事業を引き継ぎ、その地位を承継しようとする者は、速やかに承継の事実を市長に届け出なければならない。

(奨励措置の取消し等)

第10条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 当該事業を廃止し、若しくは休止したとき、又はこれらの状況にあると認められたとき。

(2) 対象事業者としての要件を欠くに至ったとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により、奨励金の交付決定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が奨励金を交付することについて、適当でないことを認めるとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、当該奨励金の交付決定事業者に対し、当該奨励金の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第11条 市長は、奨励金の交付に関し必要があると認めるときは、対象事業者に対し、営業又は操業の状況、雇用の状況その他対象事業者の事業の内容について報告若しくは書類の提出を求め、又は実地調査をすることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第13号

大和高田市立図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月19日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立図書館設置条例の一部を改正する条例

大和高田市立図書館設置条例(昭和28年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

(業務)

第3条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 図書の館内利用及び貸出し
- (3) 読書案内及び相談事務
- (4) お話し会、資料展示会等の主催及び支援
- (5) 館報その他読書資料の発行及び頒布
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
- (7) 他の図書館、学校、公民館、研究機関等との連絡及び協力
- (8) 他の図書館との図書の相互貸借
- (9) 読書団体との連絡及び協力並びに当該団体の活動の促進
- (10) 前各号に掲げるもののほか、図書館の運営上必要な業務
(指定管理者による管理)

第4条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 図書館の利用及びその制限に関する業務
- (3) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上教育委員会が必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに

従い、図書館の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第14号

大和高田市立病院資格等手当支給規則を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立病院資格等手当支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年条例第14号。以下「条例」という。)第34条第5項の規定に基づき、市立病院に勤務する職員のうち資格等を活用して業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当(以下「資格等手当」という。)の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象職員)

第2条 資格等手当の支給対象となる条例第34条第5項の市長が規則で定めるものは、市立病院に勤務する一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)第3条第1項第3号イの医療職給料表(2)又は同号ウの医療職給料表(3)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)とする。

(資格等の種類及び支給月額)

第3条 資格等手当の支給対象となる条例第34条第5項の市長が規則で定める資格等の種類及び支給月額は、次のとおりとする。

- (1) 第1種放射線取扱主任者 20,000円
- (2) 医学物理士 15,000円
- (3) 放射線治療品質管理士 15,000円
- (4) 医療分野ごとの専門看護師 5,000円
- (5) 医療分野ごとの認定看護師 3,000円
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が定める資格等 市長が定める金額

2 資格等手当の支給は、当該職員が取得する資格等に係る支給金額の合計額とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に行われる資格等を活用した業務に係る特殊勤務手当の支給から適用する。

規則第15号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第36条の18の規定に基づき市立病院及び天満診療所に勤務する医師に支給する特殊勤務手当を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第36条の18の規定に基づき市立病院及び天満診療所に勤務する医師に支給する特殊勤務手当を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第36条の18の規定に基づき市立病院及び天満診療所に勤務する医師に支給する特殊勤務手当を定める規則(平成20年規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び」を「又は」に改める。

第2条を次のように改める。

(医師調整手当の額)

第2条 条例第36条の19第1項第1号アの規定により規則で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 在職期間が3年以上の医師 給料月額100分の35
- (2) 在職期間が3年以上の医師で、自己の都合により特別の勤務条件を認められたもの 給料月額100分の30
- (3) 在職期間が3年未満の医師 給料月額100分の25
- (4) 在職期間が3年未満の医師で、自己の都合により特別の勤務条件を認められたもの 給料月額100分の20

2 条例第36条の19第1項第1号イの規定により規則で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 在職期間が5年以上の医師 給料月額100分の50
- (2) 在職期間が5年以上の医師で、自己の都合により特別の勤務条件を認められたもの 給料月額100分の45
- (3) 在職期間が3年以上5年未満の医師 給料月額100分の40
- (4) 在職期間が3年以上5年未満の医師で、自己の都合により特別の勤務条件を認められたもの 給料月額100分の35
- (5) 在職期間が3年未満の医師 給料月額100分の30
- (6) 在職期間が3年未満の医師で、自己の都合により特別の勤務条件を認められたもの 給料月額100分の25

3 条例第36条の19第1項第1号ウの規定により規則で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 在職期間が5年以上の医師 給料月額100分の60
- (2) 在職期間が5年以上の医師で、自己の都合により特別の勤務条件を認められたもの 給料月額100分の55
- (3) 在職期間が3年以上5年未満の医師 給料月額100分の50
- (4) 在職期間が3年以上5年未満の医師で、自己の都合により特別の勤務条件を認められたもの 給料月額100分の45
- (5) 在職期間が3年未満の医師 給料月額100分の40
- (6) 在職期間が3年未満の医師で、自己の都合により特別の勤務条件を認められたもの 給料月額100分の35

4 前項の規定にかかわらず、院長、副院長及び診療局長の医師調整手当の額については、次のとおりとする。

- (1) 院長 前項に規定する額に給料月額100分の10を加えた額
- (2) 副院長及び診療局長 前項に規定する額に給料月額100分の5を加えた額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行し、同日以後の勤務に対して支給する手当から適用する。

(医師調整手当の切換えに伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き同様の勤務に従事して医師調整手当の支給を受ける医師で、その者の支給される医師調整手当の額が施行日前において受けていた医師調整手当の額に達しないこととなるものには、従前の支給率で算出した医師調整手当の額を支給する。

大和高田市税徴収嘱託員に関する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市税徴収嘱託員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市税徴収業務の効率的な運営及び納税思想の普及を図るため、大和高田市税徴収嘱託員(以下「嘱託員」という。)を置くことについて必要な事項を定める。

(委嘱等)

第2条 嘱託員は、市税の徴収業務に適すると認める者のうちから市長が委嘱する。

2 嘱託員の任期は、1年とする。ただし、年度の途中において委嘱された者の任期は、当該年度の末日までとする。

3 嘱託員は、再任されることができる。

(身分)

第3条 嘱託員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

2 嘱託員は、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)第2条に規定する分任出納員とする。

(職務)

第4条 嘱託員は、法律、条例その他関係法令に基づき、次に掲げる職務に従事するものとする。

(1) 市税の徴収に関すること。

(2) 納税思想の普及に関すること。

(3) 口座振替による納付の勧奨に関すること。

(4) 市税の滞納者についての調査に関すること。

(5) その他市税の徴収業務に関し市長が必要と認めること。

(嘱託員証)

第5条 市長は、嘱託員に対して大和高田市税徴収嘱託員証(様式第1号。以下「嘱託員証」という。)を交付する。

2 嘱託員は、前項の規定により交付された嘱託員証を職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 嘱託員は、退職し、又は解職されたときは、直ちに嘱託員証を返還しなければならない。

(服務)

第6条 嘱託員は、職務を自覚し、常に誠実かつ公正に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 嘱託員は、所属長の指定する曜日に登庁し、徴収した市税を徴収事務報告書に整理して提出しなければならない。

3 嘱託員は、徴収した市税を直ちに指定金融機関又は収納代理金融機関に納付しなければならない。

4 嘱託員は、現金及び物品を故意又は過失により亡失し、又は損傷したときは、直ちに所属長に報告するとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定によりその損害を賠償しなければならない。

(報酬)

第7条 嘱託員の報酬は、大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)に規定する額の範囲内で、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 基本報酬 月額6万円

(2) 能率報酬

ア 金額割 徴収した市税の100分の5に相当する額

イ 件数割 徴収軒数1件につき100円

ウ 口座振替納付への切替え 1件につき1,600円

エ 居住状況調査を行った件数 1件につき200円

2 前項第1号に規定する基本報酬は、年度途中の委嘱日及び退職日の属する月が1月に満たない場合は、日割計算により算定する。

3 第1項に規定する報酬は、毎月12日に支給する。ただし、その日が大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

(公務災害補償)

第8条 嘱託員は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務上の負傷若しくは疾病により死亡したときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第4号)を適用する。

(退職)

第9条 嘱託員は、任期の途中において退職しようとするときは、その30日前までに退職願を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(解職)

第10条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、解職することができる。

(1) 故意又は過失により市に損害を与えたとき。

(2) 心身の障害のため、職務の遂行に支障があると認めるとき又は長期にわたり療養を要するとき。

(3) 勤務状況が不良のとき又は嘱託員としての適格性を欠くとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(誓約書等)

第11条 嘱託員は、履歴書及び誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 嘱託員は、住所、氏名等に変更が生じたときは、直ちに所属長に届け出なければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(大和高田市国民健康保険税徴収嘱託員に関する規則の廃止)

2 大和高田市国民健康保険税徴収嘱託員に関する規則(平成2年規則第4号)は、廃止する。

様式第1号(第5条関係)

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px 10px;">契 印</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">大和高田市税徴収嘱託員証</p> <p>次の者は、大和高田市税徴収嘱託員であることを証明する。</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">氏名 _____ (歳)</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> </tr> <tr> <td>生年月日 _____ 生</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">・発行者 大和高田市役所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市長 _____ 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(年 月 日発行)</p>	氏名 _____ (歳)	写 真	生年月日 _____ 生	<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。 2 この証は、他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。 3 この証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。 4 この証は、退職し、又は解職されたときは、直ちに返還しなければならない。 5 この証の有効期間は、発行の日から当該年度の末日までとする。
氏名 _____ (歳)	写 真			
生年月日 _____ 生				

(表)

(裏)

様式第2号(第11条関係)

誓 約 書
<p>このたび、大和高田市税徴収嘱託員に委嘱されるにつきまして、大和高田市税徴収嘱託員に関する規則及び関係法令を遵守するとともに、市に迷惑をかけないように、下記の事項を誓約いたします。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の信用を失墜するような行為は行わないこと。 ・市に在職中はもとより、離職後においても在職中の行為によって市に与えた損害については、指示に従い、損害を賠償すること。 ・市に在職中はもとより、離職後においても職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。 ・離職後においても、在職中取り扱った事項について出頭を求められたときは、速やかに指示に従うこと。 <p style="margin-top: 10px; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">氏名 _____ 印</p> <p style="margin-top: 10px;">大和高田市長 _____ 殿</p>

規則第23号

大和高田市商工業振興促進条例施行規則を次のように定める。

平成26年6月19日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市商工業振興促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市商工業振興促進条例(平成26年条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画届出書の提出)

第2条 条例第3条第2項第5号に規定する届出書の提出は、事業計画届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、市長がその添付の必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。

- (1) 企業の概要が分かるもの
- (2) 法人の登記事項証明書(個人にあっては、住民票の写し)
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し
- (4) 定款又は規約の写し(個人にあっては、規約等事業概要の分かるもの)
- (5) 公害の防止に関する計画書
- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の事業計画届出書の提出があった場合において、その内容が条例第3条第2項第1号から第4号までに掲げる要件の全てに該当すると認めるときは、当該届出書の提出事業者(以下この条において「提出事業者」という。)に対して事業計画届出書受理書(様式第3号)により通知するものとする。

3 提出事業者は、第1項の事業計画届出書を提出した後において当該届出書に記載した内容に変更が生じることとなったときは、速やかに事業計画変更届出書(様式第4号)に市長が特に必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(商業施設設置奨励金の申請)

第3条 条例第3条第1項第1号の奨励金を受けようとする事業者は、商業施設設置奨励金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 商業施設設置奨励金の対象となる建物及び償却資産に係る申請年度の前年度の固定資産税の課税明細書の写し
- (2) 投下固定資産額を証する書類(建物及び償却資産に係る売買契約書の写し又は当該契約に係る代金についての領収書等その支払を証する書類)
- (3) 商業施設設置奨励金の対象となる建物及び償却資産の外観を示す写真
- (4) 市税の滞納がないことの証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めた場合は、速やかに交付決定を行い、奨励金交付決定通知書(様式第6号)により当該申請事業者に通知するものとする。

(工業等施設設置奨励金の申請)

第4条 条例第3条第1項第2号の奨励金を受けようとする事業者は、工業等施設設置奨励金交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 工業等施設設置奨励金の対象となる建物及び償却資産に係る申請年度の前年度の固定資産税の課税明細書の写し
- (2) 投下固定資産額を証する書類(建物及び償却資産に係る売買契約書の写し又は当該契約に係る代金についての領収書等その支払を証する書類)
- (3) 工業等施設設置奨励金の対象となる建物及び償却資産の外観を示す写真

(4) 市税の滞納がないことの証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めた場合は、速やかに交付決定を行い、奨励金交付決定通知書により当該申請事業者に通知するものとする。

(雇用促進奨励金の申請)

第5条 条例第3条第1項第3号の奨励金を受けようとする事業者は、雇用促進奨励金交付申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 新規雇用従業員の住民票の写し(当該従業員を新たに雇用した日から起算して1年を経過した日以後に交付されたものに限る。)及び当該従業員を1年以上継続して雇用していたことを証する書類

(2) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めた場合は、速やかに交付決定を行い、奨励金交付決定通知書により当該申請事業者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第6条 奨励金の交付決定を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、交付決定の日から30日以内に奨励金交付請求書(様式第9号)により奨励金の交付を請求するものとする。

(営業又は操業の休止等の届出)

第7条 条例第8条に規定する届出は、休止・廃止届(様式第10号)によるものとする。

(奨励措置の承継)

第8条 条例第9条に規定する届出は、承継措置届出書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 承継の事実を証する書類の写し

(2) 法人の登記事項証明書(個人にあっては、住民票の写し)

(3) 定款又は規約の写し(個人にあっては、規約等事業概要の分かるもの)

(4) 市税の滞納がないことの証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(奨励措置の取消し等)

第9条 市長は、条例第10条第1項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合は、奨励措置取消通知書(様式第12号)により速やかに交付決定事業者に通知するものとする。

2 市長は、条例第10条第2項の規定により奨励金の返還を命ずる場合は、奨励金返還命令書(様式第13号)により当該奨励金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

印

電話番号

事業計画届出書

大和高田市商工業振興促進条例第2条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 商工業施設等の概要		
施設の住所又は所在地		
施設の名称		
氏名又は代表者名		
業種及び事業概要		
設置の区分	新設	増設 移転
開業予定年月日		
投下固定資産の取得価格	建物	
	償却資産	
開業日前後90日での新規雇用予定従業員数	新規常時雇用従業員	人
	(うち 市内在住者	人)

2 投下固定資産の予定額

(1) 建物明細書

所在地番	種類	構造	階数	床面積	取得価格
				m ²	円
合計				m ²	円

(2) 償却資産明細書

種類番号	資産の名称	数量	取得年月	取得価格	耐用年数
				円	
合計				円	

種類番号 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機
5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品

3 添付書類

- (1) 企業の概要が分かるもの
- (2) 法人の登記事項証明書(個人にあっては、住民票の写し)
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し
- (4) 定款又は規約の写し(個人にあっては、規約等事業概要の分かるもの)
- (5) 公害の防止に関する計画書
- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)
- (8) 市長が特に必要と認める書類

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名 印
電話番号

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、大和高田市商工業振興促進条例施行規則に基づき、事業計画の届出をするに当たり、大和高田市が下記に掲げる私に関する個人情報を下記の目的のために必要な範囲で利用することについて同意します。

記

1 個人情報

- (1) 市税の課税に関する情報
- (2) 市税の納付に関する情報
- (3) 奨励金の振込口座等、奨励金の交付手続において提出する書類に記載の情報

2 利用目的

- (1) 大和高田市商工業振興促進条例施行規則に基づく奨励措置の審査等の手続
- (2) 前号に掲げるもののほか、奨励措置の適正な運営

様式第3号(第2条関係)

第 年 月 日 号

様

大和高田市長

印

事業計画届出書受理書

年 月 日付けで提出のあった事業計画届出書について、大和高田市商工業振興促進条例第3条第2項各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めますので、下記のとおり通知します。

記

施設の住所又は所在地	
施設の名称	
氏名又は代表者名	
受理年月日	年 月 日

様式第4号(第2条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

印

電話番号

事業計画変更届出書

大和高田市商工業振興促進条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

- 1. 施設の住所又は所在地
- 2. 施設の名称
- 3. 氏名又は代表者名
- 4. 変更内容
- 5. 変更理由
- 6. 関係書類

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名 印
電話番号

商業施設設置奨励金交付申請書

大和高田市商工業振興促進条例施行規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1. 交付申請額 前年度に投下固定資産に賦課された固定資産税額の5割相当額
- 2. 申請に係る商業施設

施設の住所又は所在地					
施設の名称					
営業開始年月日	年	月	日		
投下固定資産の取得価格	建物				
	償却資産				
交付申請の年度	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度

3. 投下固定資産の明細

(1) 建物等明細書

所在地番	種類	構造	階数	床面積	取得価格
				m ²	円
合計				m ²	円

(2) 償却資産明細書

種類番号	資産の名称	数量	取得年月	取得価格	耐用年数
				円	
合計				円	

種類番号 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機
5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品

4. 添付書類

- (1) 商業施設設置奨励金の対象となる建物及び償却資産に係る申請年度の前年度の固定資産税の課税明細書の写し
- (2) 投下固定資産額を証する書類(建物及び償却資産に係る売買契約書の写し又は当該契約に係る代金についての領収書等その支払を証する書類)
- (3) 商業施設設置奨励金の対象となる建物及び償却資産の外観を示す写真
- (4) 市税の滞納がないことの証明書
- (5) 市長が特に必要と認める書類

様式第6号(第3条、第4条及び第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市市長 印

奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 申請のあった奨励金

2. 決定事項(交付の可否、決定事由、交付金額、奨励金の内訳等)

様式第7号(第4条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

印

電話番号

工業等施設設置奨励金交付申請書

大和高田市商工業振興促進条例施行規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 前年度に投下固定資産に賦課された固定資産税額の5割相当額

2. 申請に係る工場等

施設の住所又は所在地					
施設の名称					
操業開始年月日	年	月	日		
投下固定資産の取得価格	建物				
	償却資産				
交付申請の年度	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度

3. 投下固定資産の明細

(1) 建物等明細書

所在地番	種類	構造	階数	床面積	取得価格
				m ²	円
合計				m ²	円

(2) 償却資産明細書

種類番号	資産の名称	数量	取得年月	取得価格	耐用年数
				円	
合計				円	

種類番号 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機
5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品

4. 添付書類

- (1) 工業等施設設置奨励金の対象となる建物及び償却資産に係る申請年度の前年度の固定資産税の課税明細書の写し
- (2) 投下固定資産額を証する書類(建物及び償却資産に係る売買契約書の写し又は当該契約に係る代金についての領収書等その支払を証する書類)
- (3) 工業等施設設置奨励金の対象となる建物及び償却資産の外観を示す写真
- (4) 市税の滞納がないことの証明書
- (5) 市長が特に必要と認める書類

様式第8号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名 印
電話番号

雇用促進奨励金交付申請書

大和高田市商工業振興促進条例施行規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1. 交付申請額 金 円
- 2. 申請に係る工場等

施設の住所又は所在地	
施設の名称	
開業年月日	年 月 日

3. 交付申請額内訳

対象施設での常時雇用従業員数(A)	人
(A)のうち新規雇用従業員数(B)	人
交付申請額	(B) 人×20万円＝ 円

※新規雇用従業員とは、商工業等施設の設置に伴い、商工業等施設の開業日前90日から開業日以後90日までの間に新たに常時雇用従業員として雇用され、以後継続して1年以上雇用されている者のうち、当該雇用の期間中において、継続して市内に住所を有しているものをいう。

4. 添付書類

- (1) 新規雇用従業員の住民票の写し(当該従業員を新たに雇用した日から起算して1年を経過した日以後に交付されたものに限る。)及び当該従業員を1年以上継続して雇用していたことを証する書類
- (2) 市長が特に必要と認める書類

様式第9号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名 印
電話番号

奨励金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった奨励金について、大和高田市商工業振興促進条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1. 奨励金の種別 商業施設設置奨励金・工業等施設設置奨励金・雇用促進奨励金
- 2. 請求金額 金 円
- 3. 振込先

金融機関名	
店名	
口座種別	

口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第10号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

印

電話番号

休止・廃止届

年 月 日付けで受理された件について、下記のとおり当該事業を休止・廃止したので届け出ます。

記

施設の住所又は所在地	
施設の名称	
休止又は廃止年月日	
休止又は廃止の理由	
奨励金受領額	円

様式第11号(第8条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

印

電話番号

承継措置届出書

大和高田市商工業振興促進条例施行規則第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1. 承継事項

施設の住所又は所在地		
施設の名称		
	承継者	承継前の対象事業者
住所又は所在地		
名称		
氏名又は代表者名		
承継年月日		
承継の事由		

2. 添付書類

- (1) 承継の事実を証する書類の写し
- (2) 法人の登記事項証明書(個人にあつては、住民票の写し)
- (3) 定款又は規約の写し(個人にあつては、規約等事業概要の分かるもの)
- (4) 市税の滞納がないことの証明書
- (5) 市長が特に必要と認める書類

様式第12号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

奨励措置取消通知書

年 月 日付け通知した奨励措置については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

施設の住所又は所在地	
施設の名称	
氏名又は代表者	
取り消す奨励金名	
取消事由	
取消年月日	

様式第13号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

奨励金返還命令書

大和高田市商工業振興促進条例施行規則第9条第2項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1. 奨励金名
- 2. 交付年度
- 3. 返還金額 金 円
- 4. 返還期限 年 月 日まで
- 5. 返還理由
- 6. 返還方法

訓 令

訓令第6号

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令

大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第20号中「(国民健康保険税を含む。)」を削る。

別表第2の2の項第1号エ中「以下この項において同じ。」を削る。

別表第2の2の項第1号オ及びカ中「市税」の次に「(国民健康保険税を除く。)」を加える。

別表第2の2の項第1号キ中「市税」の次に「(国民健康保険税を除く。)」を加え、「徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収の決定」を削る。

別表第2の2の項第1号クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 市税の徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収の決定に関する事。

別表第2の2の項第5号イ中「市税」の次に「(国民健康保険税を除く。)」を加える。

別表第2の3の項第6号に次のように加える。

エ ふれあい交通広場の使用許可に関する事。

別表第2の4の項第2号中カを削り、キをカとし、クをキとする。

別表第2の5の項第1号ケ中「徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収の決定」を削る。

別表第2の5の項第5号中オ及びカを削り、キからコマまでをオからクまでとする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

告示第49号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年4月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成16年告示第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「等」を「並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数」に改め、「(昭和40年法律第33号)」を削る。

第7条第1項第2号中「等」を「並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

告示第50号

大和高田市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年4月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等技能訓練促進費等事業実施要綱(平成16年告示第37号)の一部を次のように改正する。

題名中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

第1条中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に、「入学支援修了一時金」を「高等職業訓練修了支援給付金」に、「一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第2条中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に、「一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第4条第1項及び第2項中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改め、同条第3項中「一時金」

を「修了支援給付金」に改める。

第5条第1項中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に、「同じくする者」を「同じくするもの」に改め、「母子家庭」の次に「等」を加え、同条第2項中「一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第6条の見出し中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改め、同条第1項中「訓練促進費等の」を「訓練促進給付金等の」に、「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改め、同条第2項中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に、「一時金」を「修了支援給付金」に改め、同条第3項中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改め、同条第4項中「一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第7条中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

第8条の見出し中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改め、同条中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

第9条第1項中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改める。

第10条及び第11条中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

第12条(見出しを含む。)中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改める。

附則第2項(見出しを含む。)及び第3項(見出しを含む。)中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改める。

附則第4項を削る。

様式第1号中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「入学支援修了一時金」を「高等職業訓練修了支援給付金」に、

「

養成区分	昼間・夜間 通信・通学
------	----------------

」を

「

養成区分	昼間・夜間
------	-------

」に改める。

様式第2号中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、

「

修業期間	年 月 日 ~ 年 月
------	-------------

」を

「

修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

」に改める。

様式第3号中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「訓練促進費等振込口座」を「訓練促進給付金等振込口座」に、

「

金融機関名	銀行 信用金庫	支店
-------	------------	----

」を

「

金融機関名	銀行 農協 信用金庫	本店 支店 営業所
-------	------------------	-----------------

」に改める。

様式第4号中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「受給者氏名
印」を「受給者氏名 印」に、

支給要件に該当し なくなった理由	イ 大和高田市に住所を有しなくなったため ロ 修業をとりやめたため ハ 母子及び寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者で現 に児童を扶養しているものでなくなったため ニ その他 ()
---------------------	---

」を

支給要件に該当し なくなった理由	ア 大和高田市に住所を有しなくなったため イ 修業をとりやめたため ウ 母子及び寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者で現 に児童を扶養しているものでなくなったため エ その他 ()
---------------------	---

」に改める。

様式第5号中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

様式第6号中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「いたしました」を「し
ました」に改める。

様式第7号中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「変更した」を「変更しま
した」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に作成した様式用の用紙は、この告示の施行後においても当分の間、使用す
ることができるものとする。

告示第69号

平成26年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべ
き者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条
の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出が
あればいつでも交付します。

平成26年6月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この通知の発送年月日 平成26年4月9日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成26年4月30日

変更後 平成26年7月31日

3. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第71号

平成26年6月13日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成26年6月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第72号

平成26年度軽自動車税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成26年6月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 納税通知書発送年月日

平成26年5月2日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成26年6月2日

変更後 平成26年7月31日

3. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第73号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成26年6月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成26年10月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成26年3月6日、同月11日、同月12日、同月17日、同月19日、同月23日、同月26日

告示第74号

平成26年度固定資産税第1期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年6月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この通知の発送年月日 平成26年5月27日
2. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み
 (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第75号

平成26年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成26年6月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成26年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成26年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度大和高田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,578,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,742,709	6,163	6,748,872
	1. 地方交付税	6,742,709	6,163	6,748,872
補正されなかった科目に係る額		16,830,000	0	16,830,000
歳入合計		23,572,709	6,163	23,578,872

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,018,640	1,500	2,020,140
	2. 徴税費	295,047	1,500	296,547
8. 土木費		2,258,699	4,663	2,263,362
	4. 都市計画費	1,822,062	4,663	1,826,725
補正されなかった科目に係る額		19,295,370	0	19,295,370
歳出合計		23,572,709	6,163	23,578,872

平成26年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,663千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,380,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		663,666	4,663	668,329
	1. 一般会計繰入金	663,666	4,663	668,329
補正されなかった科目に係る額		1,711,834	0	1,711,834
歳入合計		2,375,500	4,663	2,380,163

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,201,119	4,663	1,205,782
	1. 下水道事業費	1,201,119	4,663	1,205,782
補正されなかった科目に係る額		1,174,381	0	1,174,381
歳出合計		2,375,500	4,663	2,380,163

告示第76号

平成26年度固定資産税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年6月25日

大和高田市長 吉田誠克

1. この通知の発送年月日 平成26年5月27日

2. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第78号

介護保険法第78条の2第1項及び法第115条の12第1項の規定により、介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び介護保険法第54条の2第1項に規定する指定介護予防地域密着型サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成26年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1. 申請者 | (株)日本ベルアージュ 代表取締役 大木 良 則 |
| 2. 申請者の主たる事業所の所在地 | 大和高田市西町2番30号 |
| 3. 事業所の名称 | グループホーム ベルライフ築山 |
| 4. 指定する事業所の住所 | 大和高田市大字築山696番 |
| 5. 事業所の種類 | 認知症対応型共同生活介護 |
| 6. 指定年月日 | 平成26年7月1日 |
| 7. 指定有効期限 | 平成32年6月30日(指定日より6年間) |

告示第79号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため
2. 移動年月日
平成26年6月2日、同月10日、同月12日、同月18日、同月22日、同月24日、同月26日
3. 移動対象区域
近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域
4. 保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
5. 引取期間
平成27年1月1日
6. 引取時間
午前9時～正午・午後1時～午後5時。ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午
7. 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア. 移動費 2,000円
 - イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第52号の2

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成26年6月3日

大和高田市長 吉田誠克

○ 臨時運行許可番号標番号

35-13

公告第53号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年6月12日

大和高田市長 吉田誠克

公告第54号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年6月20日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	大和高田市立浮孔幼稚園園舎改築工事
2 工事場所	大和高田市蔵之宮町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月20日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成25年度大和高田市格付け等級がAであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者(競争入札参加資格申請の時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>

6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を上記(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年6月20日(金)から平成26年6月24日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年6月25日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期日 平成26年6月20日(金)から平成26年6月24日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成26年6月27日(金)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成26年6月30日(月) 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年7月3日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である</p>

への記載	かを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年7月4日(金) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥60,140,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第55号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年6月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び給配水管移設工事(根成柿)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年1月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録さ

	<p>れている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年6月27日(金)から平成26年7月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年7月2日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年6月27日(金)から平成26年7月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年6月27日(金)から平成26年7月4日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年7月4日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年7月10日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年7月11日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥7,620,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>

教育委員会

教育委員会規則第4号

大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年6月19日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則

大和高田市立図書館規則(平成17年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第7条」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第2項を削り、同条を第3条とし、第5条から第18条までを1条ずつ繰り上げ、第17条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に関する準用)

第18条 第4条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条及び第17条の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)について準用する。この場合において、第4条中「教育委員会が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、第5条中「教育委員会が特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条及び第17条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

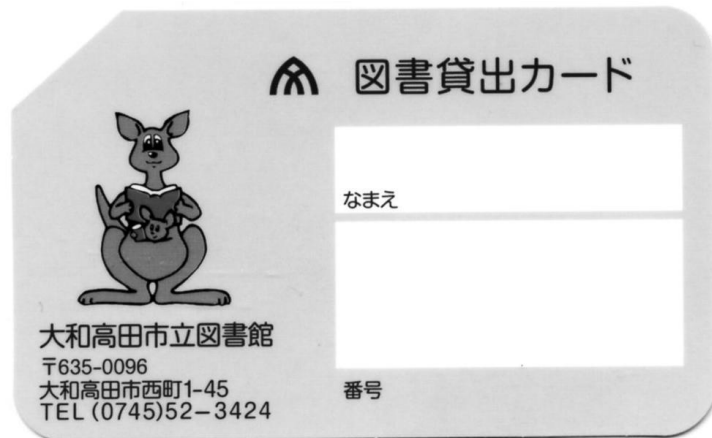
様式第1号(第10条関係)

図書カード作成申込書

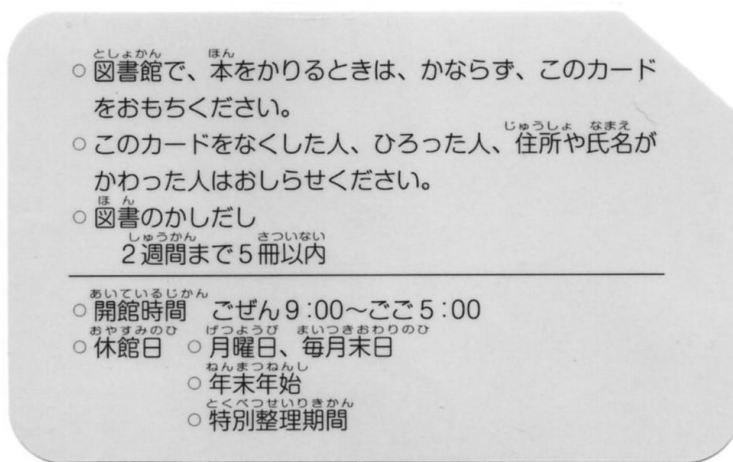
利用者№								申込日	年 月 日			
フリガナ								1.男 2.女	生年月日	1.明治 2.大正 年 月 日 3.昭和 4.平成		
氏名												
住所	市内	大和高田市										
	市外	番□□□-□□□□		郡		市		町				
電話番号						FAX番号						
住所以外 の連絡先	勤務先や学校名						確認	免許証・学生証・パスポート 保険証・名札・その他				
	☎ ()											

様式第2号(第10条関係)

(表)



(裏)



様式第3号(第11条関係)

団体貸出申込書

利用者 No									
フリガナ									
団体名									
所在地	大和高田市								
電話番号	()								
フリガナ									
代表者氏名	印								
フリガナ									
住所									
電話番号	()								

大和高田市立図書館

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大和高田市立図書館規則様式第1号によりなされた貸出申込、様式第2号により交付された図書貸出カード又は様式第3号によりなされた団体貸出申込は、それ

ぞれ改正後の大和高田市立図書館規則様式第1号によりなされた貸出申込、様式第2号により交付された図書貸出カード又は様式第3号によりなされた団体貸出申込とみなす。

教育委員会告示第12号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成26年6月9日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日時 平成26年6月11日(水)午後3時30分
場所 高田西中学校 2階 会議室
議案 第1号 第31回大和高田市スポーツ少年大会開催要綱(案)について
第2号 後援願いについて
第3号 その他

教育委員会告示第13号

大和高田市教育委員会6月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成26年6月30日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日時 平成26年6月30日(月)午後4時
場所 大和高田市役所別棟 2階 教育長室
議案 第1号 市職員人事について
第2号 その他

教育委員会告示第14号

大和高田市教育委員会7月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成26年6月30日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日時 平成26年7月3日(木)午後2時
場所 さざんかホール 4階 会議室
議案 第1号 大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則について
第2号 総合体育館における物販許可について
第3号 後援願いについて
第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第14号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年6月6日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成26年6月13日(金)午前9時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 大和高田市農業委員一般選挙について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第15号

農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第26条第1項の規定による指定投票区及び指定関係投票区を次のとおり指定する。

平成26年6月13日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

指定投票区	指定関係投票区
第1投票区	第2投票区、第3投票区、第4投票区

選挙管理委員会告示第16号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員の任期満了による一般選挙を行う。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

記

- ◇ 選挙による委員の数 14人
- ◇ 選挙の期日 平成26年7月6日(日)

選挙管理委員会告示第17号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

市役所前の掲示場に掲示済み

選挙管理委員会告示第18号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

市役所前の掲示場に掲示済み

選挙管理委員会告示第19号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

◇大和高田市農業委員会委員選挙投票用紙

大和高田市農業委員会委員選挙投票用紙		印
○ 注 意		
I 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。		
II 候補者でない者の氏名は、書かないこと。		
候補者氏名		

- ・用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとする。
- ・投票用紙は、浅黄色に黒刷りとする。
- ・選挙管理委員会の印は刷り込みとする。
- ・印刷は、片面刷りとする。

選挙管理委員会告示第20号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条1項の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のように定める。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

記

◇ 大和高田市大字大和100番地1 大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第21号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

◇ 日 時 平成26年7月6日(日) 午後8時45分 開始

◇ 場 所 大和高田市大字池田418番地1
大和高田市総合福祉会館 3階 研修室

選挙管理委員会告示第22号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

記

市役所前の掲示場に掲示済み

選挙管理委員会告示第23号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票所は次の場所に設ける。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

記

投票区	投票所	投票所の所在地
第1投票区	大和高田市役所 4階 会議室	大和高田市大字大中100番地1
第2投票区	総合福祉会館 2階 第2会議室	大和高田市大字池田418番地1
第3投票区	大和高田市立菅原公民館	大和高田市大字吉井77番地1
第4投票区	葛城コミュニティセンター	大和高田市大字曾大根783番地1

選挙管理委員会告示第24号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所は次の場所に設ける。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

記

- ◇ 期 日 前 投 票 所 名 大和高田市期日前投票所
- ◇ 期 日 前 投 票 所 の 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 4階 会議室
- ◇ 期日前投票所を設ける期間 平成26年6月30日から平成26年7月5日まで

選挙管理委員会告示第25号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における開票事務は、公職選挙法第

79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務にあわせて行う。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

選挙管理委員会告示第26号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任した。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

市役所前の掲示場に掲示済み

選挙管理委員会告示第27号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票立会人を次のとおり選任した。

平成26年6月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

市役所前の掲示場に掲示済み

選挙管理委員会告示第28号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年6月30日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

1. 日 時 平成26年7月7日(月)午前9時
2. 場 所 大和高田市役所 4階 合同委員会室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 在外選挙人名簿の抹消について
第3号 大和高田市農業委員会一般選挙の当選者について
第4号 その他

選挙管理委員会告示第29号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙において当選人と決定した者の住所及び氏名は次のとおりである。

平成26年7月7日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

市役所前の掲示場に掲示済み

選挙長告示第1号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における選挙長印を次のとおり定める。

平成26年6月29日

大和高田市農業委員会委員一般選挙
選挙長 吉元芳和

記

大和高田市公職選挙事務執行規程第2条の5に定める印とする。
選挙長印影 省略

選挙長告示第2号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における選挙長の執務する場所は次のとおりである。

平成26年6月29日

大和高田市農業委員会委員一般選挙
選挙長 吉元芳和

記

事務取扱場所 大和高田市大字大中100番地1

- ◇ 選挙期日の告示日 大和高田市役所 4階 合同委員会室
- ◇ 告示日の翌日以降 大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

選挙長告示第3号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第76条の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年6月29日

大和高田市農業委員会委員一般選挙
選挙長 吉元芳和

記

- ◇ 日時 平成26年7月3日(木) 午後5時30分
- ◇ 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 4階 合同委員会室

選挙長告示第4号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙において、候補者として届出のあった者は、別紙のとおりである。

平成26年6月29日

大和高田市農業委員会委員一般選挙
選挙長 吉元芳和

市役所前の掲示場に掲示済み

選挙長告示第5号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙における次の候補者は、平成26年6月29日候補者であることを辞退した。

平成26年6月29日

大和高田市農業委員会委員一般選挙
選挙長 吉元芳和

市役所前の掲示場に掲示済み

農業委員会

農業委員会告示第6号

大和高田市農業委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

平成26年6月23日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

日時 平成26年6月27日(木)午後3時
場所 大和高田市役所 4階 委員会室
議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第5条規定による申請の件
第3号 その他